

## 東京23区内に火葬施設を設置することを求める意見書

東京23区内における火葬施設の不足は、少子高齢化や人口動態の変化に伴い、ますます顕在化している状況です。火葬料金は急騰しており、23区では9万円と突出して高額で、全国88都市の平均である約1万円と大きな乖離があります。

現在、23区の公営火葬場は2カ所しかなく、そのうち大田区の臨海斎場は港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区が共同設置したもので、基本的にそれらの区民が優先されます。

民間の火葬場は、7カ所のうち6カ所が同一企業の運営のため、この運営会社が最近、外国系資本に買収されて以降、物価高騰の影響も重なって火葬料金や休憩室料金が大幅に引き上げられ、他地域と比較しても非常に高額な利用料が課されています。その上、順番待ちが長く希望通りに葬儀ができない状況が続いています。

火葬場は公共性の高い施設であり、その利用料金の高騰は多くの区民にとって深刻な影響を及ぼしています。単独自治体では対応が困難なため、東京都へ早急に公営火葬場の設置を進め、料金の高騰抑制と混雑緩和のための対策を求めるものです。

つきましては、東京都に対し、以下の3点を強く要望いたします。

- 1 近隣区と協力・連携して運用できる、都心臨海部の都有地を活用した広域的に利用できる新たな火葬施設を設置し、住民の利便性と負担軽減を図ること。
- 2 環境負荷に配慮した施設設計を行い、地域社会と調和する形での施設運営を目指すこと。
- 3 単独の自治体では火葬場の設置は困難なため、近隣自治体との協力体制を整備し、23区同一料金での利用を可能にすること。

区民の福祉と利便性の向上を図るため、東京都が迅速かつ具体的に対応を進めていただくよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月27日

千代田区議会議長 秋 谷 こうき

東京都知事 小 池 百合子 殿